

町田市高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例

町田市高齢者福祉センター条例（昭和４５年３月町田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表ふれあい くぬぎ館の項中「（木曽山崎センター内）」を削り、同表ふれあい けやき館の項中「（堺市民センター内）」を削り、同表ふれあい もっこく館の項中「（健康福社会館内）」を削る。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

町田市高齢者福祉センター条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前																				
(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>ふれあい くぬぎ館</td><td>町田市山崎町 2,160 番地 4</td></tr><tr><td>ふれあい けやき館</td><td>町田市相原町 795 番地 1</td></tr><tr><td>ふれあい もっこく館</td><td>町田市原町田五丁目 8 番 21 号</td></tr></table>	名称	位置	略	略	ふれあい くぬぎ館	町田市山崎町 2,160 番地 4	ふれあい けやき館	町田市相原町 795 番地 1	ふれあい もっこく館	町田市原町田五丁目 8 番 21 号	(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>ふれあい くぬぎ館</td><td>町田市山崎町 2,160 番地 4(木曽山崎センター内)</td></tr><tr><td>ふれあい けやき館</td><td>町田市相原町 795 番地 1(堺市民センター内)</td></tr><tr><td>ふれあい もっこく館</td><td>町田市原町田五丁目 8 番 21 号(健康福祉会館内)</td></tr></table>	名称	位置	略	略	ふれあい くぬぎ館	町田市山崎町 2,160 番地 4(木曽山崎センター内)	ふれあい けやき館	町田市相原町 795 番地 1(堺市民センター内)	ふれあい もっこく館	町田市原町田五丁目 8 番 21 号(健康福祉会館内)
名称	位置																				
略	略																				
ふれあい くぬぎ館	町田市山崎町 2,160 番地 4																				
ふれあい けやき館	町田市相原町 795 番地 1																				
ふれあい もっこく館	町田市原町田五丁目 8 番 21 号																				
名称	位置																				
略	略																				
ふれあい くぬぎ館	町田市山崎町 2,160 番地 4(木曽山崎センター内)																				
ふれあい けやき館	町田市相原町 795 番地 1(堺市民センター内)																				
ふれあい もっこく館	町田市原町田五丁目 8 番 21 号(健康福祉会館内)																				